

敬天千里眼情報

呉市新庁舎建設工事で波乱！入札予定業者4社全て辞退 『黒い霧に覆われた談合都市』を過去事件から徹底検証②

「契約解除」という通達。どの様な業種であれ、仕事を受注している側からすれば、死活問題に直結しかねない非情な通達だ。これが民間同士の相対契約であれば、話し合いによって条件等で折り合いを付けて、契約継続という可能性もある。しかし、発注者側が役所であったら、契約解除(決定事項)が覆ることは不可能といってよい。

特に、公共事業の受注で生きながらえる建築業界では、零細中小であれスーパーゼネコンであれ、都会も田舎も関係なく役所の言葉は絶対である。正面きって反旗を翻すなど以外の外で、口答え一つが命取りになることさえもある。受注業者にとって、どれ程理不尽な裁定であっても、お上に楯突くことは出来ないのだ。

しかし、生かさずとも殺さずに一定の配慮があって然るべきところを、完膚なきまでに潰しにかかれば、追い詰められた側は反撃に出ざるを得ない。

平成21年6月、呉市が苗代町で進めていた『苗代工業団地2期造成工事』で、同工事の請負業者である市内の「桜美建設」(Aランクの指名登録業者)に対し、約2年ある工期のうち、半分以上が経過していたなかで、呉市は「工期内完成は無理」として契約解除に踏み切った。当時の呉市は、契約解除前の4月の段階で工事進捗率が10%に満たない状況であることを理由に挙げた。

それに対し桜美建設は、4月では約27%、契約解除に至った6月には55%の進捗率であったと反論したが、決定が覆ることはなく、桜美建設は多くの作業員と重機を現場から引き上げ、撤収を余儀なきされた。

また、呉市が下した契約解除の内容は、支払い済みの出来高4500万円に対し、違約金5千万円を請求するとしたもので、桜美建設にしてみればタダ働きした上に、多額の金銭を呉市に上納せねばならなくなった。更に、契約解除から3年間、呉市の公共工事入札から排除されるという、息の根を止められる非情な扱いを受けるに至った。

後に桜美建設は、呉市と小村和年市長に対し、損害賠償等請求(2億数千万円)を広島地裁に起こしたが、昨年暮に請求は棄却され、現在は一審判決は不当だとし高等裁判所に控訴したという。

さて、契約履行中での解除ともなれば、行政訴訟に発展することは、呉市も十分予見できた筈である。通常、行政側の落ち度が訴因となることから、訴訟に至らぬよう対応するのが常である。しかし、当時の呉市は何が何でも桜美建設を排除するといった気概だけで、後の訴訟など眼中になかったように思える。

呉市を地盤に、地元業者として数多くの公共工事を手掛けてきた桜美建設の施工能力は、呉市も認めるところである。その優良業者を潰してでも呉市が得たかったものとは何だったのか。その最大の理由が、小村和年市長の個人的事情であると指摘する声がある。続きは、敬天新聞184号(平成25年5月1日)に掲載予定。

敬天新聞社

<http://keiten.net/>

吉永健一